

論 説

イギリス 1948 年会社法とグループ・アカウンツ概念論争

金 森 絵 里

目 次

1. はじめに
2. 1948 年会社法とグループ・アカウンツ概念
3. 2 種類の勅許会計士
4. 企業内会計士による連結会計一本化への志向
5. 企業外会計士による多様性付与の強調
6. 構造化された子会社投資勘定分析
7. おわりに

1. はじめに

イギリス 1948 年会社法においては、連結財務諸表の「内容と形式について詳細な規定がおかれたが、それはアメリカで発展をとげた方法に照応するものであった」¹⁾。しかしながら、周知のとおり、イギリス会計人は単に連結財務諸表をそのまま法制化するのではなく、あえてグループ・アカウンツという用語を新たに設定した。この用語は、アメリカにおいて公式に制定されることのなかったものである。イギリスはアメリカに比べて「緩慢な進歩」²⁾を遂げたとされるが、果たして両国の連結会計制度は同じ道をたどっていたのであろうか？

もし会計が単なる技術や製品ではなく「社会的相互関係の産物」³⁾として捉えられるという視点に立つならば、「アメリカの発明品」⁴⁾である連結会計は当然アメリカの特殊性に規定されているはずである⁵⁾。そしてこれを他国が導入するにあたっては、当該国の歴史的・制度的要因に影響を受けざるを得ないであろう。本稿では、グループ・アカウンツ概念の成立過程を明らかにするとともに、イギリスにおけるいかなる特殊要因が連結会計法制化にあたって顕在化したのかを解明したい。本稿での考察によって、各国における連結会計の経路依存性 (path dependency) の解明に少しでも貢献することができれば幸いである。

1) 武田[1977], 27 ページ。

2) Edwards [1989], p.230.

3) Bircher [1991], p.24.

4) Company Law Amendment Committee [1926], Qu.939.

5) たとえば「連結財務諸表はアメリカ財務報告制度に特有のものなのである」(Moonitz [1951], p.10, 訳 26 ページ)とされている。

2. 1948年会社法とグループ・アカウント概念

「1940年代は、イギリスにおける連結財務諸表の発展にとって、まさしく『黄金時代』……である」⁶⁾とされるが、イギリス連結会計について歴史的に考察するとき、特にこの1948年会社法がしばしば取り上げられる⁷⁾。それは、「今日でも利用されている〔連結会計〕実務への変化は、それを強制する〔1948年会社法〕の影響下において出現しただけである」⁸⁾という理由によるものであるとされている。周知のとおり、イギリスにおいては、「補足的連結財務諸表が……1930年代に徐々に基盤を得はじめた」⁹⁾が、その後1939年2月におけるロンドン株式取引所の声明、1944年2月におけるICAEWの勧告書第7号、そして1945年6月のコーエン委員会報告書を経て、1948年会社法が連結会計を法制化するに至っている¹⁰⁾。1948年会社法に先立つこれらの諸基準にもかかわらず、当該会社法が成立して初めて連結会計がイギリスにおいて一般化したという点において、1948年会社法の連結会計規定が重要視されているのである。

パーチャーは、1930年における発行済株式の時価総額ランキング上位40社(子会社への投資がない会社を除く)について、1939年6月までの1年間、1945年6月までの1年間、1948年6月までの1年間に公表された財務情報に含まれる連結財務諸表の有無を調査し、図表1のような結果を得ている¹¹⁾。これら3期間のうち、第1の期間に連結貸借対照表と連結損益計算書をそろえて公表している会社は5社(12.5%)、連結貸借対照表のみを公表している会社は4社(10.0%)、両者を合わせると9社(22.5%)である。そして、「22.5%という数字、および〔連結貸借対照表と連結損益計算書の〕両方については12.5%という数字は、標本が最善実務を確立し遵守していそうな会社から選ばれていることから、おそらく母集団における採用頻度の上限であろう」¹²⁾と考えられる。パーチャーは、1939年2月の株式取引所の声明にもかかわらず、「1939年まで連結会計が一般に受け入れられていたとはいえないことが明らかであろう」¹³⁾と

6) 田中[1987], 54-55ページ。

7) たとえば、ロブソンは、「グループ・アカウントに関する1948年会社法の要求は大変重要なので、本章の脚注として再掲する〔Robson [1950], p.8〕ほどである。これほど会社法が重要視された理由として、当時のイギリスにおいては、「日本などと違い、英国では会社法と会計原則との対立は存在しないし、また企業会計を規制するものとしては会社法だけであり、アメリカのSEC規則(日本の『財務諸表規則』)にあたるものはない」(中村[1966], 63ページ)ためであったと考えられる。

8) Bircher [1991], pp.201-202.

9) Edwards [1989], p.232.

10) Robson [1950], pp.7-8.

11) Bircher [1988]

12) Bircher [1988], p.5.

13) Bircher [1988], p.5.

図表 1 連結貸借対照表と連結損益計算書の提供

会社	1938/39		1944/45		1947/48	
	連結 B/S	連結 P/L	連結 B/S	連結 P/L	連結 B/S	連結 P/L
1 ユニリーバ	有	有	有	有	有	有
2 インペリアル・タバコ	-	-	-	-	有	有
3 ICI	有	有	有	有	有	有
4 コートールズ	-	-	-	-	有	有
5 J & P コーツ	-	-	-	-	-	-
6 ダンロップ	有	有	有	有	有	有
7 ケムズリー・ニュースペーパー	-	-	-	-	有	有
8 フォード	-	-	-	-	-	-
9 GEC	-	-	-	-	有	有
10 アソシエイティッド・ポートランド	-	-	-	-	有	有
11 レキット&コルマン	-	-	-	-	有	有
12 ブーツ・ピュア・ドラッグ	-	-	有(1)	-	有	有
13 ターナー&ニューアル	有(2)	-	有(2)	-	有	有
14 J ライアンズ	-	-	-	-	有	有
15 ボウブリル	-	-	-	-	-	-
16 プリティッシュ・ココア	-	-	-	-	-	-
17 カーレイラズ	-	-	-	-	-	-
18 AEI	有(2)	-	有(2)	-	有	有
19 ファイン・スピナズ&ダブラズ	-	-	-	-	-	-
20 テイト&ライル	-	-	-	-	-	-
21 デイリー・ミラー	-	-	-	-	-	-
22 J シアズ	-	-	-	-	有	有
23 プリティッシュ・マッチ	-	-	-	-	有	有
24 ウォールペーパー・マニファクチュアズ	有	有	有	有	有	有
25 モリス・モーターズ	有	-	有	-	有	-
26 プリティッシュ・インシュレイティッド・ケーブルズ	-	-	-	-	有(3)	有
27 ユナイティッド・デアリーズ	-	-	有(1)	有	有	有
28 リービグズ	-	-	-	-	有	有
29 プリーチャーズ・アソシエイション	-	-	-	-	有	有
30 プリティッシュ・セラニーズ	-	-	有	有	有	有
31 ピンシン・ジョンソン	-	-	-	-	-	-
32 コンバインド・エジプシャン・ミルズ	-	-	-	-	-	-
33 ウィンターバタム・ブック・クロス	-	-	-	-	有	-
34 インヴァレスク・ペーパー	有	有	有	有	有	有
35 プリティッシュ・アルミニウム	-	-	-	-	有	有
36 ブラッドフォード・ダイアーズ	-	-	有	-	有	-
37 レイディエイション	有	-	有	-	有	-
38 カレンダーズ・ケーブル	-	-	-	-	(3)	
39 イングリッシュ・ソーイング・コットン	-	-	-	-	有	有
40 リネン・スレッド	-	-	-	-	有	有

注

(1) 連結財務諸表は子会社財務諸表の下位連結（もしくは合算）である。

(2) 持株会社が 75%の持分を所有している子会社のみが連結されている。

(3) プリティッシュ・インシュレイティッド・ケーブルズとカレンダーズ・ケーブルが合併した。

出所) Bircher [1988], p.7 を訳出。

結論づけている。次に、第2の期間に連結財務諸表を公表しているのは7社(17.5%)、連結貸借対照表のみを公表しているのは6社(15.0%)、両者を合わせると13社(32.5%)である。1944年2月にはICAEWの勧告書第7号が出されているが、やはり「連結会計の全体的な採用水準は比較的低くとどまっている」¹⁴⁾。最後に、第3の期間においては、連結財務諸表を公表しているのは25社(64.1%)、連結貸借対照表のみを公表しているのは4社(10.0%)、両者を合わせると29社(74.4%)であり、「1948年7月までに連結会計はありふれたものになった」¹⁵⁾。そして、この結果から、連結会計の普及を最も促進したのは1948年会社法であり、換言すると、「……1947/48年における連結会計採用率の上昇に関するもっともらしい説明は、グループ・アカウントングを強制する法律が差し迫っていたことにある」¹⁶⁾ といえるとするのである。アメリカにおいても「連結の思想が制度として定着したのは、やはり法律制度と深いつながりがある」¹⁷⁾ とされているが、イギリスの場合も同様に、法律によって強制されたことから連結会計が一般化したと考えられているのである。

ここで、しばしば取り上げられることであるが、1948年会社法による連結会計一般化について考察するときに看過しえないのが、当該会社法において初めて公式にグループ・アカウント¹⁸⁾ (group accounts) 概念が導入された事実である。すなわち、1948年会社法においては、持ち株会社の前にグループ・アカウントを備置する義務 (obligation to lay group accounts before holding company) (第150条)、グループ・アカウントの形式 (form of group accounts) (第151条)、グループ・アカウントの内容 (contents of group accounts) (第152条) などが規定されているのである。このグループ・アカウントとは、「会社および子会社の財務状況および損益を取扱った……計算書もしくは報告書」(accounts or statements ... dealing ... with the state of affairs and profit or loss of the company and the subsidiaries) (第150条第1項) とされており、原則として連結貸借対

14) Bircher [1988], p.6.

15) Bircher [1988], p.6.

16) Bircher [1988], p.12.

17) 武田[1977], 24ページ。「アメリカでは、第1次世界大戦の結果として、1917年、議会は超過利益税 (excess profit tax) を設定した。この税は超過累進税率を採用した最初のものであったが、持株会社は企業集団の利益を分散することにより有利な課税を受けようとした。かかる課税所得を減ずるような措置を排除するために、税務当局は連結納税申告書 (consolidated tax returns) を要求するに至る。連結申告書が最初に成文化されたのは、1918年の内国歳入法 (Internal Revenue Code) においてであった。……1933年の証券法および1934年の証券取引所法の制定によって、財務情報のディスクロージャーの手段としての連結制度が確立するに至った」(武田[1977], 24-25ページ)。

18) 日本語訳として、「グループ財務諸表」(中村[1966], 63ページ, 田中[1987], 53ページ)、「総合計算書」(武市[1961], 464ページ)、「連結勘定」(小町谷[1962], 345ページ)、「総合計算書類」(法務大臣官房司法法制調査部[1968], 114ページ)、「集団計算書」(清水[1983], 150ページ)、「グループ計算書」(西山[1989], 5ページ)などがあるが、本稿では、特にいずれかひとつを支持する強力な根拠をみつけなかったため単に「グループ・アカウント」と表記する。

照表と連結損益計算書でなければならない（第 151 条第 1 項）が、会社と子会社の財務状況と損益について同等の情報を示せるか、株主などに理解されやすいと取締役が考える場合には、連結財務諸表以外の形式でもよいとされる（第 151 条第 2 項）。このように、1948 年会社法に規定されたグループ・アカウント概念は、連結会計よりも広い意味を持ち、「『グループ・アカウント』という表現は、連結であろうとそれ以外であろうと、持ち株会社株主の観点からグループの財務状況と経営成績を表示する会計書類のすべての形式を含む」¹⁹⁾ 点にその特徴を有するのである。

このようなグループ・アカウント概念は、1948 年会社法以前のイギリスの連結会計基準にはみられないものである。たとえば、1939 年 2 月におけるロンドン株式取引所の声明は、以下のとおりである。

〔純粹〕持ち株会社もしくは子会社を通じて事業の実質的な部分をおこなっている〔事業持株〕会社の株式における取引許可が要求される場合には、連結貸借対照表と損益計算書が作成され株主に発行されることが望ましいと委員会は考える。特別の理由によってそのような方法が望ましくない場合を除き、委員会は、将来的に、取引許可を与える前にこの趣旨で企業に要求する。²⁰⁾

同様に、1944 年 2 月における ICAEW 勧告書第 7 号においても、グループ・アカウントという用語は使用されていない²¹⁾。つまり、1948 年会社法において初めて公的にグループ・アカウント概念が明文化されたのである。

このグループ・アカウント概念が連結会計よりも広く、持ち株会社会計の多様性を認めるものであったという事実は、当該会社法の成立によってイギリスにおける連結会計の一般化が促されたという分析結果とは相容れないものである。つまり、連結会計以外の方法が法的に容認されたにもかかわらず、連結会計だけが選択され一般化したのである。そもそも法的な強制によって一般化が達成されるとするならば、なぜ連結会計だけを強制せずに、グループ・アカウント概念を導入する必要があったのであろうか。次節では、この問いに対する回答を得るために、1948 年会社法から時代を遡って当該会社法の起源となった ICAEW 勧告書第 7 号およびその背景に顕然と存在する当時のイギリス会計界の分裂に注目したい。

19) Robson [1950], p.8.

20) *The Accountant*, Vol.100, No.3351, 25 February 1939, p.250 および *Accountancy*, Vol.50 (Vol.1 new series), No.547, March 1939, p.198.

21) *Accountancy*, Vol.55 (Vol.6 new series), No.607, March 1944, p.112. ICAEW 勧告書第 7 号の具体的な基準については後述する。

3. 2 種類の勅許会計士

前述のとおり、1948 年会社法はイギリスにおける連結会計の一般化を促進したとされるのであるが、「これはコーエン委員会勧告にかなり密接に従っている」²²⁾ ことはよく知られている。コーエン委員会は、「1929 年会社法においていかなる大改正 (major amendment) が望ましいかを検討し報告すること、および、特に、会社の設立と事業ならびに投資家と一般利害関係者への保護手段に関して規定された要求を再考すること」²³⁾ を目的として商務省 (Board of Trade) において設置された会社法改正委員会である²⁴⁾。1948 年会社法がコーエン委員会報告を大筋において踏襲したのは、持ち株会社の会計についても同様であり、たとえばバーチャーによると、「……グループ・アカウンティングに関して、1948 年会社法は現行実務の単なる法制化ではな〔く〕……コーエン委員会の勧告を実施したのであり、その報告書は当時普及していなかった連結会計を勧告していたのである」²⁵⁾ とされている。

したがって、1948 年会社法について考察するためにはコーエン委員会報告書にさかのぼって検討しなければならないが、ここでさらに注意が必要なのは、「特に ICAEW からの証言が、コーエン委員会の提案としたがって法律の性質を形成するにあたって最大の影響力を持っていたようである」²⁶⁾ とされる点である。実際、「ICAEW の貢献は、その後における 1947 年会社法に関する議会での討論のなかでさえも認められる」²⁷⁾ ほどであったとされている。そこで、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales: 以下、ICAEW と表記する) の動向に目を向けると、ICAEW は 1944 年 2 月 25 日にコーエン委員会に覚書 (memorandum) を送付しているが²⁸⁾、それは 1944 年 2 月 12 日に会計原則勧告書第 7 号を公表したわずか 2 週間後のことである。時間的な短さから推して、コーエン委員会に宛てた覚書を作成するにあたって ICAEW が持ち株会社の会計について勧告書第 7 号から飛躍することができたとは考えにくい。コーエン委員会における ICAEW の覚書が勧告書第 7 号に依拠していたことは、たとえばエドワーズによる以下の記述からも明らかである。「実際、勧告を形成するにあたって、〔コーエン〕委員会は ICAEW の提案にどっしりと頼っており、

22) Wilkins [1979], p.18.

23) Company Law Amendment Committee [1945], Minute of Appointment.

24) イギリスにおいて会社法改正委員会は数回設置されているので、他の会社法改正委員会と区別するために、委員長コーエン (Justice Cohen) の名前をとってコーエン委員会 (Cohen Committee) と呼称されている (たとえば Edwards [1989], p.207 および Hein [1978], p.277 など)。

25) Bircher [1991], p.201.

26) Bircher [1991], p.281.

27) Bircher [1991], p.261.

28) Company Law Amendment Committee [1945], Appendix Z (1).

その提案は、同様に、税務および財務関係の委員会を通じて 1942 年から公表された勧告書にもとづいていた²⁹⁾。

つまり、「『会計原則勧告書』の主張は全面的にコーエン報告書に採り入れられ、会社法改正案に盛り込まれたのである³⁰⁾。換言すれば、1948 年会社法における連結会計規定の起源をさかのぼると、1944 年 2 月の ICAEW 会計原則勧告書第 7 号に帰着するといえよう。

ここで、会計原則勧告書第 7 号『持ち株会社の財務諸表における従属会社の財務状態と経営成績の開示』(Recommendations on Accounting Principles : Disclosure of the Financial Position and Results of Subsidiary Companies in the Accounts of Holding Companies)を作成した税務および財務関係委員会 (Taxation and Financial Relations Committee³¹⁾)とは、1942 年に ICAEW 内に設置された委員会で、「この方法によって企業外会計士³²⁾ (the practising) と企業内会計士 (non-practising) との積極的かつ効果的なつながりを確立することが望まれていた³³⁾。委員には ICAEW メンバーのなかから 4 人が理事会から任命され、その内訳は企業外会計士 2 名、企業内会計士 2 名となっていた³⁴⁾。すなわち、この委員会の当初の目的は、会計原則を勧告することではなく、企業外会計士と企業内会計士の交流をはかることにすぎなかった。そしてこの委員会が設置された事実から容易に察することができるように、当時 ICAEW 内では企業内会計士が影響力を持つようになっていた。当時の様子は ICAEW 自身によって以下のように記述されている。

1930 年代を特色づけた深刻な不況のために、同時期に〔ICAEW〕メンバー数は毎年逡増していたのだが、新しく資格を持った人が満足のいく職を得ることが非常に困難になっていた……同時に産業や商業は今日管理会計として知られるものの価値を高く評価し始めており、資格のある会計士の常勤が彼らのビジネスにおける毎日の計画や実行に直接的

29) Edwards [1989], p.209.

30) 中村[1966], 64-65 ページ。

31) 1941 年に設置された「税務および財務関係委員会」は、1949 年に「税務および研究委員会」(Taxation and Research Committee)に、そして 1964 年に「専門技術諮問委員会」(Technical Advisory Committee)に改名した (Edwards [1989], p.244)。

32) イギリスの勅許会計士には、株式会社における外部監査実務を遂行している会計士 (the practising) だけでなく、会計士の資格をとったあと産業界に進み、大企業の社長や財務担当重役の地位についている会計士 (the non-practising) も数多いとされているが、the practising と the non-practising に対する定訳はないようである。本稿においては、便宜上、前者を企業の外部にいて監査実務をおこなう会計士という意味で「企業外会計士」、これに対して後者を「企業内会計士」と訳出する。

33) ICAEW [1966], pp.101-102. なお、税務および財務関係委員会設置に関わる環境要因として、イギリスにおける再軍備「政策プログラムは会計士たちに新たな活躍の場を与えた」(野口[1994], 95 ページ)ことが指摘されている。

34) Bircher [1991], p.235.

に助けになった。これら両方の要因の結果、これまでになく多くの勅許会計士が商業会社や産業会社に職を得て、監査実務をおこなっていない会計士の2つの分類 企業外会計士に雇われている者と産業で雇われている者 が ICAEW メンバーの大部分を占めていた。しかし、彼らは理事会 (Council) に選出されることはなく、彼らのニーズと彼らのおこなえる貢献が無視されていると考えられていた。³⁵⁾

税務および財務関係委員会は、こうした企業内会計士の要望に応える (不満をかわす) 目的から設置されたといつてよいだろう。しかしこの委員会は、当初から、単なる「ビジネスと財務の問題について……特に実務メンバーと産業メンバー (members in practice and in industry) 間の交流を促進する手段」³⁶⁾ にとどまっていなかった。1942年7月22日に第1回会合を開催した後、わずか5ヶ月足らずの1942年12月12日に早くもこの委員会は会計原則勧告書第1号と第2号を理事会に公表させた³⁷⁾。また、その後も勧告書を相次いで作成し、これらの「勧告書が会計実務に深い影響を及ぼし、ICAEW メンバーの手腕を計り知れないほど強めた……」³⁸⁾ といわれるまでにその活動を精力的に展開した。当時のイギリスにおいては未だ会計原則の設定に対する違和感も根強かったので³⁹⁾、はじめのうち「彼らは、時事問題、すなわち新しく導入された納税準備証券 (tax reserve certificates) に係る会計処理や、戦災醸出金、割増金、請求権 (war damage contributions, premiums and claims) に係る会計処理といった題材を控えめに扱い始めた」⁴⁰⁾。「しかし、彼らはすぐに、より物議をかもし領域に思い切って踏み出し、1944年までに作成された勧告書の中身の多くは会社法改正委員会の報告へそしてついには1948年会社法へ入りこんだ」⁴¹⁾ とされているのである。いうまでもなく、後に詳述する連結財務諸表に関する勧告書第7号は7番目に公表されたこれらの勧告書のなかの1つである。

このように、ICAEW が税務および財務関係委員会を設置した背景には、当時勢力を増しつつあった企業内会計士もしくは産業メンバーと呼ばれる、企業のなかで会計業務に携わっていた会計士の存在が色濃くうかがえる。また同時に、短期間に相次いで勧告書を世に広めるとい

35) ICAEW [1966], pp.100-101.

36) Kitchen & Parker [1980], p.110.

37) ICAEW [1966], p.103.

38) ICAEW [1966], p.103.

39) 会計原則を設定しようという動きは1930年代からあった。「会計原則のフレームワークを展開したイギリスにおける初めての組織化された試みは、ARA (Accounting Research Association) と SIAA (Society of Incorporated Accountants and Auditors) によってなされた」(Edwards [1989], p.240)。これらの活動については、Zeff [1971]に詳しい。

40) ICAEW [1966], p.103. tax reserve certificates および war damage contributions, premiums and claims の訳は、新井[1960]に拠った。

41) ICAEW [1966], p.103.

う、委員会の当初の目的からは多分に拡大された活動においてこれらの企業内会計士が中心になっていたことは否定できないと考えられる。というのも、第 1 回の会合において初代委員長に指名されたのは企業外会計士であるバートン（Harold M. Barton: 1944-45 年の ICAEW 会長）であり、企業内会計士であるデ・ポーラ（Frederic Rudolf Mackley de Paula: 1882-1954）は副委員長であった⁴²⁾。それが、税金の取り扱いに関する 3 つの勧告書（勧告書第 3・4・5 号）を 1943 年 3 月 13 日に公表した直後の 1943 年 3 月 18 日にバートンが委員長を辞任し、後任の座はデ・ポーラが実質的に引き継いでいるのである⁴³⁾。したがって、勧告書第 7 号はデ・ポーラのもとで公表されたことになる⁴⁴⁾。デ・ポーラの影響力の大きさは、「……1943 年 ICEW の歴史において初めて企業内会計士である F.R.M.デ・ポーラが理事会に選出された」⁴⁵⁾ ことから明らかである⁴⁶⁾。

こうして、ICAEW 勧告書第 7 号に注目するとき、そこには、ICAEW の勧告とはいえ伝統的に ICAEW の中心メンバーだった企業外会計士ではなく、いわゆる企業内会計士もしくは産業メンバーとよばれる職業会計人の意見が反映されていると考えざるをえないのである。それでは、勧告書第 7 号はどのように連結会計を規定しているのであろうか。また、これら 2 種類の会計人のあいだに、連結会計に関して意見の相違はあったのであろうか。

4. 企業内会計士による連結会計一本化への志向

ICAEW における企業内会計士（the non-practising）もしくは「産業メンバー」（members ... in industry）⁴⁷⁾ は、前述のとおり勧告書第 7 号を公表するにあたり実質的な貢献を果たしたと考えられるが、彼らはそこで「公表財務諸表とともに、連結貸借対照表と連結損益計算書という形式、もしくはグループ全体の財務状態と経営成績について株主が明確な見解を得ることができるような他の形式で報告書を提出しなければならない」⁴⁸⁾ と勧告している。そしてこれらの形式は、以下にみるように 3 つに分類されている。

方法（1）：子会社の個別財務諸表の写しを提出する。この方法は、グループの各構成要素

42) Bircher [1991], p.235.

43) Kitchen & Parker [1980], p.111.

44) デ・ポーラが委員長を退任したのは 1945 年のことである（Kitchen & Parker [1984], p.112）。

45) ICAEW [1966], p.102.

46) さらに、「1943 年 10 月から 1945 年 6 月までの勧告書の主題（第 6 号から第 10 号）が、『監査の原則』（Principles of Auditing）に対する 1933 年の前書きにデ・ポーラによって確認された主題リストに完全に従っていることを注記することは興味深い……」（Kitchen & Parker [1980], p.111）。

47) Kitchen & Parker [1980], p.110.

48) ICAEW [1944], par.1.

の財務状況と利益に注目したいときのみ適切である。〔子〕会社が無数にあつたり、最も単純な場合を除きすべての場合において、持ち株会社の株主が会社間関係についての相当な説明がなければグループ全体について真実の見解を得ることができなかつたりするときには、実用に適さない。

方法(2): 子会社の連結資産負債と結合利益に関する財務諸表を持ち株会社のものとは別に提出する。この表示方法は、持ち株会社の子会社に対する投資、もしくは特定の子会社グループに対する投資としてあらわれる、その基礎となっている資産を示したいときや、そこから帰属させられる利益を示したいときに価値がある。

注記: 方法(1)と(2)に関して、もし持ち株会社が子会社ともしくは子会社を通じて排他的に取引していたら、子会社の公表利益それ自体では子会社における持ち株会社持分の実際の価値に対する真実の基準にはならない; そのような状況下では、それらの価値はグループ会社全体の価値から離れては評価できない。

方法(3): 1 グループとして取扱われた持ち株会社と子会社の連結貸借対照表と連結損益計算書を提出する。この方法は一般的利用に最も適している。⁴⁹⁾

ここから明らかなように、勧告書第7号は、連結財務諸表のみならずそれ以外の形式を容認しているという点において、実質的に1948年会社法におけるグループ・アカウント規定と同様の内容となっている。

しかしながら、この勧告書の作成を実質的に指揮したのがデ・ポーラであったと考えられることを踏まえると、なぜ連結財務諸表だけを推進しなかったのかという疑問が生じざるをえない。周知のとおり、「デ・ポーラの主導で1933年にダンロップ・ラバー社が公表した『草分け的』(“trail blazing”) 報告書」⁵⁰⁾は、連結貸借対照表⁵¹⁾と後に「〔イギリスで〕初めて提出された」⁵²⁾ 連結損益計算書とされる報告書⁵³⁾を含んでおり、「ダンロップ〔・ラバー社〕の連結財務諸表公表はイギリスの経済界によってこの報告形式が受容されつつあることを示した」⁵⁴⁾として有名で

49) ICAEW [1944]

50) Edwards [1989], p.232.

51) デ・ポーラは、当時は、連結貸借対照表という用語を使わずに、「資産負債の連結表」(consolidated statement of assets and liabilities)という呼び方を用いているが、これについて以下のように説明していた。「大変しばしば使われる『連結貸借対照表』という用語は、誤称である。……『貸借対照表』という用語は1つの会社、1つの企業、1人の個人、1つの機構、言い換えれば個別の単位もしくは実体の財務状態の写像をあらわす……」(de Paula [1934], pp.70-71)

52) *The Accountant*, 12 May 1934, Vol.90, No.3101, p.676.

53) デ・ポーラは、これを「利益報告書」(statement of profits)と呼んでいた (de Paula [1934], p.69)

54) Walker [1978], p.106.

ある。そして、デ・ポーラは「連結財務諸表を公表した持ち株会社で、それによってなんらかの被害を被ったことを立証できる会社はないと 私はあえて意見を述べます」⁵⁵⁾ とされるように、その当時から連結会計を積極的に支持している。デ・ポーラ自身の言動からは連結財務諸表以外の形式を容認する根拠はみづかりにくいのである。

それだけではない。デ・ポーラはこのダンロップ・ラバー社での連結財務諸表公表から 10 年を経た 1940 年代に、連結支持の姿勢をさらに強めている。彼は、勧告書第 7 号を公表する 5 ヶ月前である 1943 年 9 月 14 日にコーエン委員会に宛てて個人名で覚書を送付し、勧告書第 7 号公表後の 1944 年 5 月 19 日にコーエン委員会でも口頭での証言をおこなっている。覚書のなかでは、「会社グループの財務状況と経営成績に関して穏当に明確だといえる見解は、私の見解では、連結貸借対照表と連結損益計算書をともに作成することによってのみ得られる」⁵⁶⁾ と明快に述べている。さらにデ・ポーラは、以下のような証言を記録に残している。

親会社がどれだけの割合の株式を子会社において所有しているか、取引関係はどうなっているか、そして他の多くのことを知らない限り、これらの 2 つの〔親会社個別財務諸表と子会社財務諸表という〕財務諸表は、グループの財務状況に焦点を当てた技能のある会計士による要約がなければ、株主に明快な写像を与えることができません。したがって、私自身は持ち株会社の法的貸借対照表と子会社の貸借対照表を株主に与えることが答えだとは思いません；それはそのような問題に精通した会計士のためのもので、彼らはそこからグループの財務状況に照明を当てるのであり、そのことは連結財務諸表によってのみ可能です。このような理由で私はこれほど強く連結財務諸表を支持するのです。⁵⁷⁾

つまり、デ・ポーラは明らかに連結財務諸表への一本化を主張し、その他の形式については明確な反対の意を表明しているのである。

デ・ポーラだけではない。勧告書を作成していた税務および財務関係委員会の委員には、前述のとおり当初、企業外会計士と企業内会計士が 2 名ずつ任命されたが、デ・ポーラとともに委員に任命されたもう一人の企業内会計士とは、リーバ・ブラザーズのチーフ・アカウントントであったリース (P.M. Rees) であった⁵⁸⁾。リーバ・ブラザーズは 1920 年代に、持ち株会社の個

55) de Paula [1934], p.73.

56) de Paula [1943], par.36.

57) de Paula [1944], Qu.9906.

58) Bircher [1991], p.235. なお、デ・ポーラはダンロップ・ラバーのチーフ・アカウントントであったことで有名であるが、「1940 年と 1941 年に長期の重病を患い、1941 年末にダンロップ社を退職し、ハーディング・ティルトン & ハートリー Harding, Tilton and Hartley (後にプリティッシュ・ヴァン・(次頁に続く))

別財務諸表に持分法を採用することによって、持ち株会社の会計問題解決に取り組み、当時のチーフ・アカウンタントであったダーシー・クーパーの意見が1929年会社法の会計規定に影響を及ぼしたことで知られる会社である⁵⁹⁾が、1934年度の決算⁶⁰⁾からはデ・ポーラが推進した財務報告形式に従っている⁶¹⁾。ダンロップの『『草分け的』報告書』⁶²⁾が1933年12月31日付けのもので、リーバ・ブラザーズの1934年度の決算は1934年12月31日におこなわれているから、リーバ・ブラザーズはほとんど即時にダンロップ方式を模倣したといっていよいであろう。当時の社長(Chairman)は引き続きダーシー・クーパーであった⁶³⁾が、これ以降、持分法に戻ることはないまま1948年会社法を迎えている⁶⁴⁾。この事実によって、少なくとも、デ・ポーラのおこなった連結財務諸表公表がまさに「ダンロップの新しい基準」⁶⁵⁾として他の大規模持ち株会社の報告様式を決定するまでになっていたことは確認できるであろう。そしてデ・ポーラとともに税務および財務関係委員会メンバーであったリースも、自らの所属するリーバ・ブラザーズにおいてデ・ポーラと同じ報告形式が選択されていたことから、これを最善の方法であると考えていたことは十分に想像されるのである。

それでは、これらの産業メンバーが中心となって作成された勧告書第7号において、なぜ連結会計以外の形式が認められ、どのようにして1948年会社法のグループ・アカウンツ規定へと実質的につながる基準が作られたのであろうか。

ホイセン社 the British Van Heusen Co.として知られる)の副社長および共同経営取締役(および)……社長になり、他の重要な会社の取締役としても働いた」(Kitchen & Parker [1980], p.109)。

59) リーバ・ブラザーズの持分法およびダーシー・クーパーの持ち株会社会計論については金森[2002]を参照していただければ幸いである。

60) リーバ・ブラザーズの1934年度決算がGarnsey & Robson [1936], pp.263-269に再掲されている。ちなみにこの本は、ガーンジーの有名な著作をガーンジーの死後ロブソンが引き継いで、版を改めたものである。

61) 1934年度決算のアンニュアル・レポートにおいては連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書、子会社のみ連結貸借対照表の順に記載されている。連結貸借対照表ではなく、子会社のみ連結貸借対照表である点を除いて、掲載順序や表示形式においてこれはダンロップ・ラパーのものと同じである。なお、変更された会計期間は確認できなかったが、遅くとも1937年度決算からは連結貸借対照表を公表し、ダンロップ・ラパーとまったく同じ報告をおこなっている。(リーバ・ブラザーズのアンニュアル・レポートより。)

62) Edwards [1989], p.232.

63) ダーシー・クーパーは1941年12月に死去しており、1940年度のアンニュアル・レポートまで社長として名を留めている。リーバ・ブラザーズの1941年度のアンニュアル・レポートからはダーシー・クーパーに代わってヘイワース(Geoffrey Heyworth)が社長として記されている(リーバ・ブラザーズのアンニュアル・レポートより)。

64) 小規模な変化としては、1939年度から連結損益計算書と個別貸借対照表および個別損益計算書のみ公開となり(連結貸借対照表の公表がなくなり)、1942年度から紙面の簡素化がはじまり、1943年度から再び連結貸借対照表が復活するとともに、財務諸表の掲載順序が変化している。

65) *The Accountant*, 12 May 1934, Vol.90, No.3101, p.676.

5. 企業外会計士による多様性付与の強調

前述のとおり、当時の ICAEW 内部においてはデ・ポーラをはじめとする企業内会計士が勢力を増していたが、コーエン委員会に対して ICAEW を代表したのは、ハウイト（Harold Gibson Howitt: 1945-46 年に ICAEW 会長, 1886-1969）とロブソン（Thomas Buston Robson: 1952-53 年に ICAEW 会長）であった⁶⁶⁾。ハウイトは、1909 年に 23 歳で ICAEW メンバーとなって以来、引退するまで会計士事務所を実務をおこなっており、いわば生粋の企業外会計士であるといえる⁶⁷⁾。ロブソンは、詳細な経歴は明らかではないが、少なくとも、プライス・ウォーターハウスに所属していたことは確実である⁶⁸⁾。つまり、この 2 人は産業界ではなく会計事務所で監査実務をおこなっていた企業外会計士であると考えられる。したがって、ICAEW の代表として公的な場面に立ったのは、従来から中心的な役割を担ってきた企業外会計士（the practising）もしくは「実務メンバー」（members in practice）⁶⁹⁾であったといえてよいであろう。

ハウイトとロブソンはコーエン委員会に宛てた覚書のなかで、「連結貸借対照表によって与えられるような情報を表示する方法は 1 つ以上あり、当協会としては、そのような情報が与えられているかぎり、あまりにも強固にどれか 1 つの方法について主張するのは誤りだろうと考えている」⁷⁰⁾と述べている。そして、連結損益計算書についても、「連結損益計算書のなかで与えられる情報はある形式かまた別の形式のなかでも入手可能であるべきであり、当協会はいずれか 1 つの形式を一般適用に主張することは正しいとは考えない……」⁷¹⁾としている。つまり、連結財務諸表への一本化に反対し、持ち株会社会計の多様性を認めようとする立場を表明している。これは明らかに、連結会計のみを主張するデ・ポーラの見解を意識している表現であるといえよう⁷²⁾。

66) Company Law Amendment Committee [1945], Appendix B.

67) Parker [1980], "Sir Harold Howitt, G.B.E., D.S.O., M.C., F.C.A."

68) ガーンジーの有名な著作の第 3 版（Garnsey & Robson [1936]）の表紙に、「プライス・ウォーターハウス会計事務所」のロブソンであることが明記されている。

69) Kitchen & Parker [1980], p.110.

70) Company Law Amendment Committee [1945], Appendix Z (1).

71) Company Law Amendment Committee [1945], Appendix Z (1).

72) 非常に興味深いことであるが、いわゆる企業外会計士が連結会計に反対し、企業内会計士が連結会計に賛成するという図式は 1920 年代から存在した。その顕著な例が、1925 年 5 月から 6 月にかけておこなわれたタイムズ誌上での論争（*The Times*, 5, 9, 25 May, 3, 5, 6 June, 1925）である。連結会計に反対した企業外会計士には、ウィニー（Arthur Whinney: アーサー・ウィニーとして 1989 年まで名を留めた会計事務所設立者（Frederick Whinney）の息子で、1926-27 年に ICAEW 会長）やピアス（Sidney Pearce: グリーン委員会当時の ICAEW 代表）といった人物が名を連ねている。一方、連結会計を推奨した論者には、スタンプ（Josiah Charles Stamp: ノーベル・インダストリーズで連結貸借対照表を作成・公表し、アカウント誌に寄稿するなど会計にも造詣が深かったが、統計学者および鉄道会社社長とし
（次頁に続く）

ハウイトやロブソンと、デ・ポーラらとの意見の対立は、コーエン委員会も承知していたらしく⁷³⁾、たとえばデ・ポーラに対して、「〔イングランド・ウェールズ勅許会計士〕協会は多様性を与えていることを知っていますか」⁷⁴⁾などと質問している。そして、「これらの多様性は満足できるものだというのに賛成しますか」という質問に対して、デ・ポーラが「はい、けれども連結のほうが好ましいし、1つだけの選択肢であるべきでない理由が分かりません」⁷⁵⁾と答えるなど、二者の見解の相違は表面化していたように見える。

このような意見の対立を考慮すると、これらと同時進行で作成され発表された勧告書第7号において、これが実質的にデ・ポーラによって指揮されたと考えられるにもかかわらず、結果的には1948年会社法におけるグループ・アカウント概念と同様な規定が設けられた理由が明らかになると思われる。すなわち、1943年秋から1944年春にかけて、ICAEW内部では連結会計への一本化が望ましいとする見解と、多様性を容認しようとする見解が対立していた。しかしながら、当然予想されるように、「回避的に、コーエン委員会に会社法改正に関する証言をおこなうというICAEW内のプロセスは、勧告書の発行という同時進行中のプロセスと密接に関係したそれぞれの報告書が対立するものであるとは考えられにくかった……」⁷⁶⁾。このため、双方で調整がおこなわれた可能性が高いと考えられる。その結果、連結財務諸表の作成が原則であるが、例外として他の形式を認めるという勧告書第7号の規定に落ち着いたのであろう。デ・ポーラについて「……彼は勧告書第7号に大変満足したにちがいない」⁷⁷⁾とされるが、それは「勧告書(1944年2月12日に公表された)が方法(1)と(2)について『最初の2つは特別な場合のみ適している』とし、方法(3)については『この方法は最も一般適用に適している』としたからである」⁷⁸⁾。そして同様に、企業外会計士の側も、条件付とはいえ多様な形式を認めさせることができ満足したであろう。このようにしておこなわれた調整が、

て特に有名である)の名があげられる。プライス・ウォーターハウスのパートナーでありながら連結会計を擁護していたガーンジー(Gilbert Garnsey)は例外的存在のように思われる。実際、キッチンがガーンジーの当時の立場として「彼が比較的若かったことと、何年にもわたって公務員および政府や半政府の制度や調査に加わっていたために、20年代前半においては、少なくともより保守的なメンバーのあいだでは、会計専門職に話ができる人物としては完全に受け入れられていなかったであろう」(Kitchen [1972], p.115)と述べている。

73) とはいえ、コーエン委員会において会計問題を扱ったのは主にケトル(Russell Kettle)であり、ケトルはICAEWの会員であるだけでなく、コーエン委員会の委員を委嘱されるまでICAEWのなかで覚書作成に携わっていたことから、コーエン委員会にICAEW内における意見の対立が知られていたのは当然のことであろう(Bircher [1991], pp.241-242)。

74) de Paula [1944], Qu.9904.

75) de Paula [1944], Qu.9905.

76) Bircher [1991], p.241.

77) Kitchen & Parker [1980], p.113.

78) Kitchen & Parker [1980], p.113.

1948 年会社法にも受け継がれ、「……法的要求は、勧告書第 7 号に大変似た」⁷⁹⁾ ののである。こうして、グループ・アカウント概念は、2 種類の会計士による意見調整の産物として勧告書第 7 号に設定された基準を、法的に確定することによって成立したものと考えられるのである⁸⁰⁾。

6. 構造化された子会社投資勘定分析

それでは、なぜこのような対立が生じたのであろうか。前述のとおり、デ・ポーラは、イギリスにおいて「補足的連結財務諸表が……1930 年代に徐々に基盤を得はじめた」⁸¹⁾ きっかけを作った人物といえる。なぜならば、彼の作成した「ダンロップの報告への惜しめない賞賛が、他の企業もダンロップの例に追随しようと試みさせたことは十分考えられる」⁸²⁾ とされるからである。特に彼の連結会計論は、「持ち株会社の法的貸借対照表に表示されている 20 万ポンド（〔子会社〕株式の取得原価）という資産は、連結報告書では、その投資が表すもの、すなわち子会社の資産マイナス負債に取って代わられるので、消去される」⁸³⁾ として、持ち株会社の個別貸借対照表における投資勘定を子会社の資産および負債に置き換えるなどの伝統的思考⁸⁴⁾ を踏襲していた⁸⁵⁾。これらのことから、デ・ポーラの連結会計論はイギリスにおいて浸透する素地を持っていたといえる。また、それだからこそ、彼の作成したダンロップ・ラバーの連結財務諸表を契機に、1930 年代イギリスにおいて連結会計が普及したといえるであろう。それなのになぜ、ICAEW の「実務メンバー」は彼の理論に反対し、連結会計以外の形式を求めようになったのであろうか。

デ・ポーラの説例によると、連結財務諸表は以下のように説明され、支持されている。まず、

79) Bircher [1991], p.267.

80) より厳密には、勧告書第 7 号の規定によって調整されたかみえたこの対立は、コーエン委員会において再びあらわれ、「コーエン委員会は連結財務諸表が必ず持ち株会社によって提供されなければならないと勧告することにした」(Bircher [1991], p.264)。すなわち、コーエン委員会は、「持ち株会社の数値と子会社の数値を合算した連結貸借対照表と連結損益計算書を持ち株会社の財務諸表とともに公表することは、グループ全体の財務状況と経営成績を表示するのに最善の方法であり、この形式での財務状況と経営成績に関する情報の提供は実行可能な限り強制するべきである」(Company Law Amendment Committee [1945], par.119)と報告したのである。この表現がデ・ポーラの覚書の表現に酷似していることは指摘されるべきであるが、「しかしながら、〔1948 年会社〕法の最終的な規定は、ICAEW の提案に従うものだった」(Bircher [1991], p.264)。法案がロブソンらに渡されコメントが求められたからである (Bircher [1991], p.266)と思われる。

81) Edwards [1989], p.232.

82) Walker [1978], p.106.

83) de Paula [1934], p.75.

84) たとえばディキンソンはこれを子会社投資勘定の分解として追究し、「これらの〔子会社〕株式〔の簿価〕は、子会社の貸借対照表における資本資産と流動資産から資本負債と流動負債を減じた金額によって表される」(Dickinson[1906], p.489)と分析している。

85) 詳細については金森[2003]を参照していただければ幸いである。

持ち株会社が、有形資産 29 万ポンド・のれん 1 万ポンド、負債 13 万ポンド・株式資本 15 万ポンド・剰余金 2 万ポンドという貸借対照表を持つ会社を 20 万ポンドで購入する。このとき、子会社剰余金である 2 万ポンドは子会社の未分配利益であり望めばすぐに配当として吸収できるのでプレミアムから控除され、資本連結によって生じるのれんは 3 万ポンド（プレミアムを控除した子会社投資 18 万ポンドマイナス株式資本 15 万ポンド）となるから、持ち株会社の貸借対照表における子会社投資勘定残高 20 万ポンドは、子会社資産 33 万ポンド（有形資産の簿価 29 万ポンドプラスのれんの総額 4 万ポンド）と子会社負債 13 万ポンドに分解され、置き換えられる⁸⁶⁾。このような子会社投資勘定の置き換え思考は前述のとおりイギリス持ち株会社会計論に伝統的に散見されるが、一見して容易に理解されるとおり、当該他会社を 100%所有することを前提にした置き換えである。しかし、当然のことながら、持ち株会社が子会社の発行済株式を全部所有するとはかぎらない。

持ち株会社が子会社の発行済株式を部分的に所有する場合、上記の置き換え思考に厳密に従うならば、子会社投資勘定は、子会社の資産および負債における持ち株会社の比例持分のみに取って代わられることになる。たとえば、上記のデ・ポーラの説例において、持ち株会社が株式の 80%を 20 万ポンドで購入した場合、子会社剰余金のうち 1.6 万ポンド（2 万ポンドの 80%）が控除され、株式資本のうち 12 万ポンド（15 万ポンドの 80%）が相殺されるため、資本連結によって生じるのれんは 6.4 万ポンド（プレミアムを控除した子会社投資 18.4 万ポンドマイナス株式資本 12 万ポンド）となる。したがって、持ち株会社の貸借対照表における子会社投資勘定残高 20 万ポンドは、子会社資産 30.4 万ポンド（有形資産の簿価の比例持分 23.2 万ポンドプラスのれんの総額 7.2 万ポンド）と子会社負債 10.4 万ポンド（子会社負債の簿価の比例持分）とに分解されることになる。つまり、このときおこなわれるのは比例連結⁸⁷⁾となるのである。

しかしながら、この一方で、デ・ポーラは勧告書第 7 号において、「連結貸借対照表は、……グループの結合資源とグループの負債および資産を、適切な見出しのもとに合計して表示しなければならない⁸⁸⁾」としている。また「子会社の資本および剰余金における外部株主持分……を、別の見出しに分けて表示しなければならない⁸⁹⁾」としていることから、ここでいう連結貸借対照表は子会社の資産および負債を全部連結していると考えるのが自然である。比例連結において外部株主持分は表示されないからである。さらに、イギリス 1948 年会社法において

86) de Paula [1934], p.72.

87) 比例連結 (proportionate consolidation) は、比率連結 (Quotenkonsolidierung) または部分連結 (Teilkonsolidierung) とよばれ、80%の投資をおこなった場合は「投資勘定と〔子会社である〕S社の資本金・剰余金の 80%とを相殺消去し、投資勘定に代えて、S社の資産と負債の 80%（資本主の持分額）を引き継ぐことにより連結貸借対照表を作成する方式」（武田[1977]、79 ページ）である。

88) ICAEW [1944], par.3.

89) ICAEW [1944], par.3.

は連結財務諸表の「内容と形式について詳細な規定がおかれたが、それはアメリカで発展をとげた方法に照応するものであった」⁹⁰⁾ ことから、1940 年代においてデ・ポーラをはじめとする会計人の考える連結財務諸表が全部連結にもとづいたものであったといえる。実際、デ・ポーラは、コーエン委員会に対して個人名において送付した覚書のなかでは、もはや前述のような子会社投資勘定の置き換えにもとづく連結会計論は展開しておらず、ただ「会社グループの財務状況と経営成績に関して明快だといえる見解は、私の見解では、連結貸借対照表と連結損益計算書をともに作成することによってのみ得られる」⁹¹⁾ と頑なに主張するだけである。すなわち、イギリス持ち株会社会計の伝統であった子会社投資勘定の置き換えという論理を踏襲したために受け入れられたと考えられるデ・ポーラの連結会計論は、1940 年代に入ってその真髄ともいえる置き換え思考を放棄してしまったのである。

ICAEW の外部会計士がこの子会社投資勘定の置き換えという論理にどれだけこだわったかは明確ではない。しかし、たとえば勧告書第 7 号において、子会社のみ連結財務諸表を添付するという形式について、「この表示方法は、持ち株会社の子会社に対する投資、もしくは特定の子会社グループに対する投資〔という項目〕であられる、その基礎となっている資産を示したいときや、そこから帰属させられる利益を示したいときに価値がある」⁹²⁾ とされており、持ち株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定の背後にある資産および負債に焦点をあてる視点が維持されている。さらに、子会社のみ連結財務諸表を添付することによって、持ち株会社の子会社投資勘定の背後にある資産を表示するという形式は、実際的な利用はともかく、「この表示方法はほかのどれよりも利点を有する」⁹³⁾ として理論的には認知されていたことは注目に値する。

もちろん、デ・ポーラのいうとおり、「親会社がどれだけの割合の株式を子会社において所有しているか、取引関係はどうなっているか、そして他の多くのことを知らない限り、これら 2 つの〔持ち株会社個別貸借対照表と子会社のみ連結貸借対照表という〕財務諸表は、……株主に明快な写像を与えることができない」⁹⁴⁾ であろう。しかし、ここで指摘したいのは、持ち株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定を出発点とするイギリス持ち株会社会計論がこのようなかたちで残されていたという点である。

それだけではない。ここで、連結財務諸表以外に認可されたグループ・アカウントの形式につ

90) 武田[1977], 27 ページ。

91) de Paula [1943], par.36.

92) ICAEW [1944], Method (2).

93) Garnsey [1923], p.52. ただし、第 2 版からはこの文章は削除され、「法的貸借対照表を補足する方法は、確かに利点があるが、それほど多くは使われていない」という文章に代えられている。

94) de Paula [1944], Qu.9906.

いて確認すると、前述のとおり、勧告書第7号においては、(1)子会社の個別財務諸表の写しを提出する、(2)子会社の連結資産負債と結合利益に関する財務諸表を持ち株会社のものとは別に提出する、という2形式が認められている。他方、「〔1948年会社〕法はグループ・アカウントは他の形式で作成されることもあるというだけで、〔他の形式については規定せず〕あたかも例示するかのように、以下のように続けている」⁹⁵⁾。

グループ・アカウントは前項で要求されたもの以外の形式で作成されてもよく、特に、会社と1つの子会社グループそして会社ともう1つの子会社グループをそれぞれ扱った1つ以上の連結財務諸表や、各子会社を扱った個別財務諸表や、会社自身の財務諸表において子会社に関する情報まで拡大した報告書や、これらの形式の組み合わせから構成されてもよい。(第151条2項b)

グループ・アカウントは会社自身の貸借対照表と損益計算書に、全体的にもしくは部分的に組み込まれてもよい。(第151条第3項)

このように、1948年会社法におけるグループ・アカウント概念のほうが、持ち株会社の個別財務諸表にグループ情報を組み込む形式を認めている点において、勧告書第7号において認められた報告形式の幅よりも広いことがわかる。つまり、1948年会社法においては、持ち株会社の個別財務諸表においてなんらかの形式でのグループ情報の表示を認めているのである。この代表的な方法が持分法であることは明らかであろう。現行の連結会計制度における持分法は、非連結子会社および関連会社に対する投資に適用されるものである⁹⁶⁾が、歴史的には、「個別持分法と連結財務諸表を持ち株会社の業績をより適切に示すための代替案と捉えている」⁹⁷⁾文献が少なくない。持分法は、「〔子会社〕投資勘定の増減と投資損益との1行で連結と同一の効果をあげる」⁹⁸⁾ものであり、持ち株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定を調整することによってグループの損益情報を提供するものである。実際、イギリスにおいては1917-1926年のあいだにグループ・アカウントのどの形式よりも最多の頻度で持分法が利用されており⁹⁹⁾、「持分法を採用し、子会社の未分配利益の適切な持分を持ち株会社の法的財務諸表に貸記した企業に、当時イギリス最大のコングロマリットのひとつであったリーバ・ブラザーズが含まれ

95) Robson [1950], p.95.

96) たとえば日本における『連結財務諸表原則』第四の八の1などを参照していただきたい。

97) 中野[1997], 132 ページ。

98) 武田[1977], 396 ページ。

99) Edwards & Webb [1984], p.56.

る」¹⁰⁰⁾。

このような持分法は、子会社投資勘定を分析するという点において、子会社のみ連結財務諸表を添付し、子会社投資勘定に置き換えるという思考と共通している。換言すれば、持分法は、子会社のみ連結財務諸表を添付するという形式とともに、持ち株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定の分析を基礎に、グループの情報を提供するというイギリス持ち株会社会計論の伝統的な思考を体現しているのである。「イギリス会計人は、アメリカ会計人に比べて、〔連結財務諸表を作成するよりも〕持ち株会社の財務諸表を調整したり修正したりすることに傾いていた」¹⁰¹⁾ のであり、その伝統が、持分法や子会社のみ連結財務諸表の公表という形式を容認するというグループ・アカウンツ概念のなかに残存していたということができるのである。

しかしながら、このような子会社投資勘定の分析という思考が維持されていたことを指摘すると同時に、そのような論理が積極的に展開されなかったことも明記しておかなければならない。デ・ポーラが連結会計一本化に固執したように、企業外会計士らも「連結貸借対照表によって与えられるような情報を表示する方法は 1 つ以上ある」¹⁰²⁾ ことを主張するのみで、彼らが連結以外の形式を擁護する根拠について詳細な議論をしたという記録は残されていない。このことは、子会社投資勘定の分析という思考が、企業外会計士自身の内的な行動原理として働いたというよりも、「構造化された (structured)」¹⁰³⁾ 思考として彼らの行動を制御したことをあらわしていると考えられる。実際、原則として連結会計を採用しなければならないことが 1948 年会社法で規定される (第 151 条第 1 項) と、ロブソンは早速、実質的にデ・ポーラと同じ程度に連結会計への一本化を志向しはじめたことを確認できる¹⁰⁴⁾。これも子会社投資勘定の分析が構造化されていたことの証左になると考えられる。このことは、「財務会計実務は個人ベースで生産され再生産されるが、長期的には、観察される実務を創造する生成構造 (generative structure) が持続している」¹⁰⁵⁾ 典型的な例といえるであろう。

100) Edwards & Webb [1984], p.40.

101) Peloubet [1955], p.31.

102) Company Law Amendment Committee [1945], Appendix Z (1).

103) Giddens [1993], p.128, 訳 213 ページ。

104) ロブソンは、1936 年の時点では「私の観察を終えるにあたり、私は連結財務諸表の作成と同等の多くのものについて触れずにいたことに気づいている〔が〕……私の狙いはこの広範な主題全体を網羅することではない……」(Robson [1936], p.371) として説明を避けていた。1948 年会社法成立後においては、「それ〔すなわち子会社のみ連結財務諸表〕が特に貴重となる状況の例は、……交易制限が布かれる可能性のある外国子会社に親会社が多額の持分を有する場合である」(Robson [1950], p.98) などとし、連結財務諸表以外のグループ・アカウンツの適用条件を非常に限定し、あくまでも、「全部連結 (full consolidation) は、しかしながら、一般適用には抜群に有用である」(Robson [1950], p.96) としていた。

105) Bircher [1991], p.15.

7. おわりに

本稿の目的は、イギリス 1948 年会社法におけるグループ・アカウント概念の成立過程を解明することにあった。グループ・アカウント概念は、多様性付与を強調する「実務メンバー」と呼ばれる企業外会計士と、連結会計一本化を主張する「産業メンバー」との対立が顕在化するなかで、原則として連結財務諸表を要求するが、他の形式も認めるという調整がおこなわれることによって成立したものである。そしてこの対立の背景には、「産業メンバー」の一員であったデ・ポーラが、かつてはイギリスの伝統的な持ち株会社会計論を踏まえた連結会計論を提唱したにもかかわらず、1940 年代にこれを放棄し連結会計一本化に固執したことがあげられる。デ・ポーラに代わって、イギリスの伝統的な持ち株会社会計論を継承したのが ICAEW の企業外会計士だったといつてよいであろう。すなわち、そこでは持ち株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定を調整したり、子会社資産および負債と置き換えたりすることによってグループの損益情報を提供しようとする思考が維持されていたのである。ただし、この企業外会計士も積極的にこの論理を展開したわけではなく、子会社投資勘定をめぐる分析はこのときすでに「構造化された」思考として影響を及ぼしていたにすぎないことが理解された。

このようなグループ・アカウント概念は、1978 年 9 月に公表された SSAP (Statement of Standard Accounting Principle) 第 14 号にも受け継がれる¹⁰⁶⁾ が、1985 年会社法からは連結財務諸表と同一の概念になる¹⁰⁷⁾。グループ・アカウント概念を連結財務諸表と同一視していった過程を解明するためには、イギリスの伝統的な持ち株会社会計の思考が希薄化していった過程とともに、よりマクロ的観点からの分析も必要になると思われるが、これは今後の研究課題としたい。

参考文献

Bircher, Paul [1988], "The Adoption of Consolidated Accounting in Great Britain," *Accounting and Business Research*, Vol.19, No.73, pp.3-13.

[1991], *From the Companies Act of 1929 to the Companies Act of 1948: A Study of Change in the Law and Practice of Accounting*, Garland Publishing, Inc.

Company Law Amendment Committee [1926], *The Report of Company Amendment Committee*,

106) SSAP 第 14 号においては、連結財務諸表は「グループ・アカウントの一形式」(SSAP No.14, par.12)であると明記されている。

107) 「グループ・アカウントは次に掲げるものからなる連結計算書類でなければならない。(a)親会社と子会社の財務状況を表す連結貸借対照表、(b)親会社と子会社の損益を表す連結損益計算書」(1985 年会社法第 227 条第 2 項)

- 1925-26, His Majesty's Stationary Office, Cmd.2657.
- [1945], *Report of the Committee on Company Law Amendment*, Majesty's Stationary Office, Cmd.6659.
- Dickinson, Arthur Lowes [1906], "Note on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies," *The Journal of Accountancy*, Vol.1, No.6, pp.487-491.
- de Paula, Frederic Rudolf Mackley [1934], "The Form of Presentation of the Accounts of a Holding Company," in: F.R.M. de Paula, *Developments in Accounting*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd., 1948, pp.59-86.
- [1943], "Memorandum by Mr. Frederic Rudolf Mackley de Paula," in: *Report of the Committee on Company Law Amendment*, Majesty's Stationary Office, Cmd.6659, Appendix MM.
- [1944], "Minutes of Evidence," in: *Report of the Committee on Company Law Amendment*, Majesty's Stationary Office, Cmd.6659, pp.555-562.
- Edwards, John Richard [1989], *A History of Financial Accounting*, Routledge.
- Edwards, John Richard and K.M. Webb [1984], "The Development of Group Accounting in the United Kingdom to 1933," *The Accounting Historians Journal*, Vol.11, No.1, pp.31-61.
- Garnsey, Gilbert [1923], *Holding Companies and Published Accounts*, London: Gee & Co. (Publishers) Ltd.
- Garnsey, Gilbert and Thomas Buston Robson [1936], *Holding Companies and Their Published Accounts*, Third Edition, Gee & Co. (Publishers) Ltd.
- Giddens, Anthony [1993], *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies*, Second Edition, Polity Press, 松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法規準 理解社会学の共感的批判 [第2版]』而立書房, 2000年。
- Hein, Leonard W. [1978], *The British Companies Acts and the Practice of Accountancy 1844-1962*, Arno Press Inc.
- ICAEW [1944], *Recommendations on Accounting Principles No. : Disclosure of the Financial Position and Results of Subsidiary Companies in the Accounts of Holding Companies*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- [1966], *The History of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales 1880-1965 and of its Founder Accountancy Bodies 1870-1880: The Growth of a Profession and its Influence on Legislation and Public Affairs*, Heinemann.
- Kitchen, Jack [1972], "The Accounts of British Holding Company Groups: Development and Attitudes to Disclosure in the Early Years," *Accounting and Business Research*, No.6, pp.114-136.
- Kitchen, Jack and Robert Henry Parker [1980], *Accounting Thought and Education: Six English Pioneers*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, reprinted by Garland Publishing, Inc. in 1984.
- Moonitz, Maurice [1951], *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press Inc, 片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1964年。
- Parker, R.H. [1980], *British Accountants: A Biographical Sourcebook*, Arno Press.
- Peloubet, Robert E. [1955], "The Historical Background of Accounting," in: Morton Backer ed., *Handbook of Modern Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc., pp.5-39.
- Robson, Thomas Buston [1936], "The Construction of Consolidated Accounts- Some Points to be Taken into Consideration," *The Accountant*, Vol.94, No.3196, 7 March, 364-381.
- [1950], *Consolidated and Other Group Accounts: Principles and Procedure*, Second Edition, Gee & Company (Publishers) Limited.
- Walker, R.G. [1978], *Consolidated Statements: A History and Analysis*, Arno Press Inc.

- Wilkins, R.M. [1979], *Group Accounts: The Fundamental Principles, Form and Content*, Second Edition, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Zeff, Stephen A. [1971], *Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends*, Stipes Pub. Co.
- 新井清光[1960]「イギリス会社法と会計原則() 損益計算書の作成規定をめぐって」『早稲田商学』第147号, 17-28ページ。
- 小町谷操三[1962]『イギリス会社法概説』有斐閣。
- 金森絵里[2002]「1920年代イギリスにおける持株会社会計の実例と法制化却下の理由 リーバ・ブラザーズにおける『類似的営業』基準」『立命館経営学』第41巻第4号, 73-91ページ。
- [2003]「1930年代イギリスにおける連結会計論の伝統と継受」『立命館経営学』第41巻第6号, 303-323ページ。
- 清水忠之[1983]「連結財務諸表の法的規制 開示規制と配当規制」『上智法学論集』第26巻第3号, 137-201ページ。
- 武市春男[1961]『イギリス会社法』国元書房。
- 武田隆二[1977]『連結財務諸表』国元書房。
- 田中弘[1987]「イギリスの連結会計基準 連結範囲の決定と会計方針の統一を中心に」『愛知学院大学論叢・商学研究』第32巻第2号, 53-78ページ。
- 中野貴之[1997]「個別会計および連結会計における持分法の適用」『早稲田商学』第372号, 129-158ページ。
- 中村忠[1966]「英国の連結財務諸表制度」『企業会計』第18巻第9号, 63-70ページ。
- 西山芳喜[1989]「イギリスにおける連結会計規制の展開 連結会計規制の視点を求めて」『金沢法学』第31巻第1号, 1-22ページ。
- 野口昌良[1994]「英国における再軍備政策の発動と会計士界の構造変化 1935-1942 ICAEW の税務および財政関係委員会の設立と会計原則勧告書の公表」『産業経理』第54巻第3号, 94-105ページ。
- 法務大臣官房司法法制調査部[1968]『イギリス会社法 1948年法・1967年法』法務資料第408号。